

## 伊丹市優良建設業者等表彰事務取扱要綱

平成28年4月制定

### (目的)

第1条 この要綱は、伊丹市（以下「市」という。）が発注する建設工事において、優れた成績を収めた建設業者を表彰するために必要な事項を定め、もって建設業者の意欲の向上、優秀な技術者を育成することによって、公共工事の品質の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 市の発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、「伊丹市発注工事の成績評定要領」及び「伊丹市発注工事の成績評定通知及び公表実施要領」（以下「評定要領」という。）により評点を付される工事をいう。
- (2) 市内業者 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（営業所を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号に定める建設業許可申請書（様式第一号別紙二(1)又は別紙二(2)）に主たる営業所として記載したものをいう。）を市内に有する者をいう。
- (3) 評点 「伊丹市発注工事の成績評定要領」及び「伊丹市発注工事の成績評定要領」により評定された点数をいう。

### (表彰対象工事)

第3条 本要綱による表彰の対象となる工事は、市が引渡しを受けた市内業者が施工した建設工事（共同企業体による工事は除く。）のうち、評定要領第2条に基づき評点を付された工事（以下「表彰対象工事」という。）とする。ただし、一つの工事について複数の表彰対象となることはできない。

### (表彰対象者及び選考基準)

第4条 建設業者の表彰は、継続的・安定的に優良な公共工事を施工した者について行うものとし、その表彰区分及び選考基準は別表に定めるとおりとする。

### (被表彰者の決定)

第5条 市長は、毎年度1回、前条による被表彰候補者の選考基準に基づき被表彰者を決定する。

### (被表彰者への通知)

第6条 市長は、前条により決定した被表彰者に対し表彰決定通知書（様式第1号）により通知する。

### (表彰の方法)

第7条 表彰は、市長が表彰状等を授与して行う。

### (被表彰者の公表)

第8条 被表彰者は、市広報紙及び市ホームページにより公表する。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、表彰を決定した後、次の各号のいずれかの事実が判明した場合には、表彰を取り消すものとする。

- (1) 被表彰者が、第4条に定める要件に該当しないことが明らかとなった場合
- (2) 被表彰者が、表彰年度において65点未満の評点を付された場合
- (3) 表彰対象工事において重大な瑕疵が存することが判明するなど、被表彰者として相応しくないと思われ得る事情がある場合

2 市長は、前項の規定により表彰を取り消した場合は、被表彰者に対して通知する。

3 第8条の規定は、第1項の規定により表彰を取り消した場合に準用する。

(細則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日以降に発注する建設工事から適用する。

別表（第4条関係）

表彰区分	表彰対象工事の期間	表彰要件
優良建設業者	表彰年度の前年度	<p>第3条に規定する表彰対象工事を施工した者のうち、次に掲げるすべての要件を満たす者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 建築、管または電気の工種における前年度中の表彰対象工事の評点で85点以上を付されていること</p> <p>イ その他の工種における前年度中の表彰対象工事の評点で80点以上を付されていること</p> <p>(2) 前年度中に65点未満の評点を付されたことがないこと</p> <p>(3) 前年度中に、伊丹市入札参加資格制限基準（平成23年10月1日制定）に基づく入札参加資格制限又は入札参加停止基準（平成26年10月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと</p>
特別優秀建設業者	表彰年度の前3年度	<p>第3条に規定する表彰対象工事を施工した者のうち、次に掲げるすべての要件を満たす者</p> <p>(1) 前3年度において優良建設業者の表彰を二度以上受けたこと</p> <p>(2) 前3年度中に65点未満の評点を付されたことがないこと</p> <p>(3) 前3年度中に、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと</p> <p>(4) 前3年度中に市が引き渡しを受けた工事において重大な瑕疵が認められるなど、表彰することが著しく不適當であると認められる事情が存しないこと</p>

備考

特別優秀建設業者表彰において、一年度を通して評点の付される市の発注工事が全くなかった工種があった場合には、当該工種の同表彰の適用にあつては「前3年度」を「前4年度」と読み替えて適用するものとする。

様式第1号（第6条関係）

伊総総契第 号  
年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者 様

伊丹市長 藤原 保幸

## 表彰決定通知書

貴社が施行した建設工事につき、次のとおり被表彰者となりましたので、通知します。

記

### 1. 表彰対象工事及び表彰区分

年度	表彰区分	案件名	契約金額	工種	技術者氏名（敬称略）	評点

### 2. 表彰状の授与日時及び場所

以上